

令和7年度における アナログ規制見直しの進捗状況

令和8年6月
福島県行政経営課

令和7年度におけるアナログ規制見直しの進捗状況

- 令和7年度は、当初見直し予定としていた76件の約80%にあたる61件の規制の見直しを完了。
- 継続検討で見直すこととなったものも含め、今後見直し予定の25件の規制については、国の見直し状況も踏まえつつ、デジタル化に向けた検討を進めながら、R8年度以降に対応を予定。
- R8年度に見直し予定の規制は10件となっており、今後も現場の実態等を踏まえながら、所管部局において着実に見直しを行っていく。

【当初工程表策定時点】(R6.3.25)

規制項目	県規定	見直し※1		継続検討※2		現状維持※3	デジタル完結※4
		R6年度末までに見直し予定	R7年度以降	R6未までに対応を検討	今後の状況の変化を踏まえ検討(R7以降)		
①目視	62	7	5	3	8	39	0
②実地監査	1	1	0	0	0	0	0
③定期検査・点検	30	0	0	0	7	23	0
④常駐・専任	9	0	0	0	2	7	0
⑤対面講習	6	4	0	0	0	1	1
⑥書面掲示	66	10	1	4	13	26	12
⑦往訪問覧・縦覧	102	41	7	0	21	29	4
合計	276	63	13	7	51	125	17

当初見直し予定:76件

【R7年度末時点】

規制項目	県規定	見直し※1			継続検討※2		現状維持※3	デジタル完結※4
		R7年度までに見直し済	R8年度に見直し予定	R9年度以降に見直し予定	R8年度から対応を検討	今後の状況の変化を踏まえ検討(R9以降)		
①目視	64	9	0	4	2	8	41	0
②実地監査	1	1	0	0	0	0	0	0
③定期検査・点検	30	0	0	0	0	7	23	0
④常駐・専任	7	0	0	0	0	2	5	0
⑤対面講習	6	4	0	0	0	0	1	1
⑥書面掲示	62	10	2	2	5	7	24	12
⑦往訪問覧・縦覧	105	37	8	9	2	18	26	5
合計	275	61	10	15	9	42	120	18

今後見直し予定:25件

※1 見直し ⇒ 現場の実態等を踏まえつつ、見直し行程表(別紙)に基づき、所管部局において着実に見直し(規則等改正、運用変更など)を行う。

※2 継続検討 ⇒ デジタル技術の適用段階(技術の進展)等を注視しながら、所管部局において検討を継続する。

※3 現状維持 ⇒ 真にアナログ手段を維持すべきかについて、国の動向や技術の進展等を踏まえ、再検討していく。

※4 デジタル完結 ⇒ 見直し前から原則デジタル手段で実施しているもの。

アナログ規制の点検・見直し工程表（令和7年度末時点）

No.	①規制区分	②部局等名	③課室等名	④条例等名	⑤条項	⑥条文/規定内容	⑦類型	⑧現在のフェーズ	⑨現在の運用方法・手段	⑩見直し後のフェーズ	⑪見直し内容	⑫見直し予定時期
17	対面講習規制	土木部	都市計画課	福島県屋外広告物条例	第二十四条	(講習会) 第二十四条 知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。	類型1講習	フェーズ1（対面規制あり又は解新不明確）	講習会受講希望者が、県又は中核市に講習の希望を申請し、対面により講習会を実施している。	フェーズ2（デジタル技術の活用による一部オンライン化等）	対面とオンラインを併用するようにした。	見直し済
18	対面講習規制	土木部	都市計画課	福島県屋外広告物条例施行規則	第十七条	(講習会等) 第十七条 条例第二十四条第一項の講習会は、次に掲げる事項について行うものとする。 一 屋外広告物に関する法令 二 屋外広告物の表示方法に関する事項 三 屋外広告物の施工に関する事項	類型1講習	フェーズ1（対面規制あり又は解新不明確）	講習会受講希望者が、県又は中核市に講習の希望を申請し、対面により講習会を実施している。	フェーズ2（デジタル技術の活用による一部オンライン化等）	対面とオンラインを併用するようにした。	見直し済
19	書面提示規制	総務部	行政経営課	福島県行政手続条例	第十五条	第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間を置いて、不利益処分の名あて人となるべき者に、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が不明な場合には、第一項の規定による通知を、その住所名、前項第二号及び第三号に掲げる事項並びに当該行政庁が所管する区域内に居住する事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示欄に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知そのものに到達したものとみなす。	類型2公的証明書等以外の情報の提示	フェーズ1（デジタル化を一切許さない）	県が不利益処分を行う場合に必要相手方の処分内容等を示す事前の通知について、相手方の所在が分からない場合には、県の事務所の掲示欄に掲示することにより行っている。	フェーズ2（一部許容している）	聴聞手続に係る所在不明者に対する通知等（公示送達）の方法について、掲示板等の掲示だけでなく、インターネット等による公表も行う予定とした。	見直し済
20	書面提示規制	生活環境部	一般廃棄物課	福島県浄化槽保守点検業者登録条例	第十三条	(登録後の掲示) 第十三条 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに、その見やすい場所に登録証を掲げなければならない。	類型1公的証明書等の提示	フェーズ1（デジタル化を一切許容しない）	浄化槽保守点検業者の登録を受けた事業者に対し、登録証を書面により事業場内に掲示することとしている。	フェーズ2（一部許容している）	営業所内への登録証の掲示に加え、ウェブサイト等で登録情報を積極的に公表することとした。	見直し済
21	書面提示規制	商工労働部	経営企画課	資金業法施行規則	第七条	(取扱い等) 第七条 登録簿の閲覧時間は、福島県の休日を除き（平成元年福島県条例第七号第一項第一項に規定する休日を除く。）毎日から午前九時から午後三時三十分とする。 2 知事は、登録簿の整理その他の理由により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に登録簿を閲覧させない日を設け、又は登録簿の閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。	類型1公的証明書等の提示	フェーズ1（デジタル化を一切許容しない）	閲覧所を経営金融機関に設け、申請者は知事に申し出ること登録簿を閲覧することとしている。	フェーズ2（一部許容している）	閲覧所を経営金融機関に設け、申請者は知事に申し出ること登録簿を閲覧することとしている。	R8年度
22	書面提示規制	農林水産部	畜産課	福島県家畜取引法施行条例	第一条	(業務規程の掲示) 第一条 家畜取引法(昭和三十一年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三条の登録を受けた者は、法第四条の規定により定められた業務規程を家畜市場(法第二条第三項に規定する家畜市場をいう。以下同じ。)内に掲示しなければならない。	類型2公的証明書等以外の情報の提示	フェーズ1（デジタル化を一切許容しない）	家畜市場開設者は、市場利用者に対し家畜取引法第四条の規定で定められた業務規程を家畜市場内に掲示している。	フェーズ3（デジタルによる掲示を基本とする）	業務規程の掲示方法について、現在の家畜市場内での掲示に加え、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により閲覧に供することとした。	見直し済
23	書面提示規制	農林水産部	林業振興課	福島県木材業者登録条例	第五条	第五条 知事は、前条の規定による登録の申請があつた場合は、当該申請書に虚偽の記載があると認めるときを除き、これを登録しなければならない。 3 登録業者は、事務所、工場等の公衆が見やすい場所に登録票を掲示しなければならない。	類型1公的証明書等の提示	フェーズ1（デジタル化を一切許容しない）	木材業者等の新規登録にあつては、事業者からの申請書類に虚偽の記載がないことを損（出先機関）の職員が確認した上で登録証及び登録票を交付している。 登録業者は、交付を受けた登録票を事務所や工場等の公衆の見やすい場所に提示している。	フェーズ2（一部許容している）	事務所、工場等の公衆の見やすい場所への登録票の掲示のほか、登録票の写しをホームページ上に掲載することで代替発表も行う見直しを行う。	R8年度
24	書面提示規制	土木部	都市計画課	福島県都市計画公聴会規則	第三条	第三条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、当該公聴会の期日の二週間前までに、公聴会の案件別に公聴会の日時及び場所その他の必要な事項を公告する。 2 前項の公告は、福島県報に掲載し行なうほか、次に掲げる場所に掲示して行なう。	類型2公的証明書等以外の情報の提示	フェーズ2（一部許容している）	公聴会の開催については、県報（ウェブ）に掲載するほか、県庁や建設事務所等において紙で掲示欄に掲示することとしている。	フェーズ2（一部許容している）	掲示に加え、ホームページにも掲載することとした。	見直し済
25	書面提示規制	土木部	まちづくり推進課	福島県都市公園条例	第十三条の二	第十三条の二 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 2 法第二十七条第五項の規定による公示は、申請書等に掲げる事項を併せて当該日から起算して十四日（土曜日が休日にあつた場合は、三日）間行なう。期間が満了する場合は、再掲しを行わなければならない。	類型1公的証明書等の提示	フェーズ1（デジタル化を一切許容しない）	公園管理者が、公園保全区域外において発生し得ると認められる工作物を除去し又は却却させた場合は、当該工作物の名称や数量等の必要事項について、都市公園を所管する建設事務所等において紙で掲示欄に掲示している。	フェーズ2（一部許容している）	掲示に加え、ホームページで公開することで広く周知を図った。	見直し済
26	書面提示規制	土木部	建築指導課	福島県高齢者向け住宅建設等促進条例	第五条	第五条 登録簿の整理その他のため、必要がある場合には、臨時に休日を除き、又は閲覧時間の短縮をすることがあるものとし、この場合においては、その旨を閲覧所に掲示する。	類型2公的証明書等以外の情報の提示	フェーズ1（デジタル化を一切許容しない）	サービスカウンター向け住宅建設の閲覧時間等に変更があった場合は、出先機関の掲示欄に紙で提示している。	フェーズ3（デジタルによる掲示を基本とする）	ホームページにも掲載するようにした。	見直し済
27	書面提示規制	土木部	建築指導課	福島県建築計画概要書等閲覧規則	第五条	(臨時の休日等) 第五条 概要書の整理その他のため、必要がある場合には、臨時に休日を除き、又は閲覧時間の短縮をすることがあるものとし、この場合においては、その旨を閲覧所に掲示する。	類型2公的証明書等以外の情報の提示	フェーズ1（デジタル化を一切許容しない）	建築計画概要書等の閲覧時間等に変更があった場合は、出先機関の掲示欄に紙で提示している。	フェーズ3（デジタルによる掲示を基本とする）	ホームページにも掲載するようにした。	見直し済
28	書面提示規制	土木部	建築指導課	福島県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則	第五条	(臨時の休日等) 第五条 名簿等の整理その他のため、必要がある場合には、臨時に休日を除き、又は閲覧時間の短縮をすることがあるものとし、この場合においては、その旨を閲覧所に掲示する。	類型2公的証明書等以外の情報の提示	フェーズ1（デジタル化を一切許容しない）	宅地建物取引業者名簿等の閲覧時間等に変更があった場合は、出先機関の掲示欄に紙で提示している。	フェーズ3（デジタルによる掲示を基本とする）	ホームページにも掲載するようにした。	見直し済
29	書面提示規制	土木部	建築指導課	福島県不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録等閲覧規則	第四條	(臨時の休日等) 第四條 名簿等の整理その他のため、必要がある場合には、臨時に休日を除き、又は閲覧時間の短縮をすることがあるものとし、この場合においては、その旨を閲覧所に掲示する。	類型2公的証明書等以外の情報の提示	フェーズ1（デジタル化を一切許容しない）	不動産特定共同事業者名簿等の閲覧時間等に変更があった場合は、本庁の掲示欄に紙で提示している。	フェーズ3（デジタルによる掲示を基本とする）	ホームページにも掲載するようにした。	見直し済
30	書面提示規制	出納納	出納総務課	福島県収入証紙条例施行規則	第五条	(証紙の売りさばき所の設置) 第五条 売りさばき人は、証紙の売りさばき業務を行うため、知事の定める場所に、証紙の売りさばき所を設けなければならない。 2 売りさばき人は前項の場所以外の場所で、証紙を売りさばいてはならない。 3 売りさばき人は、証紙の売りさばき所に、第三号様式による標札を掲げなければならない。	類型1公的証明書等の提示	フェーズ1（デジタル化を一切許容しない）	収入証紙の売りさばき所については、現在もホームページに掲載することにより案内しているが、購入者にとってそれだけでは不十分であるため、売りさばき所に標札を掲げることは必要である。	規制の廃止	公金収納のキャッシュレス化を進めたことにより、令和10年度末で収入証紙を廃止し、掲示の必要がなくなるもの。	R10年度
31	書面提示規制	出納納	出納総務課	福島県収入証紙条例施行規則	第五条	(証紙の売りさばき所の設置) 第五条 売りさばき人は、証紙の売りさばき業務を行うため、知事の定める場所に、証紙の売りさばき所を設けなければならない。 2 売りさばき人は前項の場所以外の場所で、証紙を売りさばいてはならない。 3 売りさばき人は、証紙の売りさばき所に、第三号様式による標札を掲げなければならない。	類型1公的証明書等の提示	フェーズ1（デジタル化を一切許容しない）	収入証紙の売りさばき所については、現在もホームページに掲載することにより案内しているが、購入者にとってそれだけでは不十分であるため、売りさばき所に標札を掲げることは必要である。	規制の廃止	公金収納のキャッシュレス化を進めたことにより、令和10年度末で収入証紙を廃止し、掲示の必要がなくなるもの。	R10年度
32	書面提示規制	県警本部	総務課	福島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の手続きに関する規則	第十二条	第十二条 行政庁は、手続条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。 2 前項の規定による公示は、聴聞を行う行政庁の事務所の掲示欄に掲示して行うものとする。	類型2公的証明書等以外の情報の提示	フェーズ1（デジタル化を一切許容しない）	聴聞の期日及び場所を記載した書面を、聴聞を行う行政庁の事務所の掲示欄に掲示して公示している。	フェーズ2（一部許容している）	従来の方法に加え、県報HPへ公示する文書も掲載する。	見直し済
33	往訪閲覧・録音規制	総務部	文書法務課	福島県情報公開条例	第十六条	(開示の実施) 第十六条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対してその開示請求に係る公文書を開示しなければならない。 2 公文書の開示は、文書又は図画については開示又は写しの交付により、電磁的記録についてはその複製、情報の選択的閲覧等を通じて実施機関が定める方法により行う。	類型1申請等による公的情報の閲覧・録音	フェーズ1（紙・人の存在）	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、紙又は写しの交付により実施している。 2 文書の開示は、文書又は図画については開示又は写しの交付により、電磁的記録についてはその複製、情報の選択的閲覧等を通じて実施機関が定める方法により行う。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段とす）	県政情報センターに閲覧用パソコンを設置し、CD、DVDの閲覧を可能にした。	見直し済

アナログ規制の点検・見直し工程表（令和7年度末時点）

No.	①規制区分	②部局等名	③課室等名	④条例等名	⑤条項	⑥条文/規定内容	⑦類型	⑧現在のフェーズ	⑨現在の運用方法・手段	⑩見直し後のフェーズ	⑪見直し内容	⑫見直し予定時期
34	往訪閲覧・複製規制	総務部	文書法務課	知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則	第二条	(個人情報登録等の作成等) 第二条 条例第三条第一項の個人情報登録簿(以下「登録簿」という。)(に記載する事項は次のとおりとする。 一 一 氏名(略) 二 法第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法七十五条第一項の規定による公表に係る法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲であるものは、登録簿の作成を要しない。 三 登録簿の様式は、知事が別に定める。 四 条例第三条第四項の知事が定める登録簿の公表の方法は、登録簿を県政情報センター及び県政情報コーナーに備え付け一般の閲覧に供する方法によるものとする。 五 その他登録簿の管理運用については知事が別に定める。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	各所属から文書法務課へ登録簿のあった個人情報登録簿について、紙で県政情報センター及び県政情報コーナーに備え付け、一般の閲覧に供している。	フェーズ3(デジタル完結を基本とする)	個人情報登録簿を文書法務課のPCに転載した。	見直し済
35	往訪閲覧・複製規制	総務部	文書法務課	知事が保有する公文書の開示等に関する規則	第八条	第八条 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。)(の開示は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。 二 知事は、公文書の閲覧、複製又は複製を希望する者が当該公文書を読み、写し、若しくは複製したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該公文書の閲覧、複製又は複製を中止せしめ、又は禁止することができる。	類型1申請等による公的情報の閲覧・複製	フェーズ1(紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、複製又は複製の場合は、文書又は複製は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力するものである場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	県政情報センターに閲覧用パソコンを設置し、CD、DVDの閲覧を可能にした。	見直し済
36	往訪閲覧・複製規制	総務部	文書法務課	知事が保有する公文書の開示等に関する規則	第九条	(電磁的記録の開示の方法) 第九条 条例第十六条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 一 用紙に出力することのできる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたもの)の閲覧、複製又は複製の用に備え付けられているもの(以下同じ。)(により再生したものの閲覧、複製若しくは複製若しくはそれを複製した物の交付 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、複製若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1申請等による公的情報の閲覧・複製	フェーズ1(紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、複製又は複製の場合は、文書又は複製は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力するものである場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	県政情報センターに閲覧用パソコンを設置し、CD、DVDの閲覧を可能にした。	見直し済
37	往訪閲覧・複製規制	生活環境部	自然保護課	福島県自然環境保全条例	第十三条	(自然環境保全地域に関する保全計画の決定) 第十三条 自然環境保全地域に関する保全計画(自然環境保全地域における自然環境の保全のための規則)又は事業に関する計画(以下「計画」といふ。)(は、知事が決定する。 三 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければならない。当該計画を廃止し、又は変更したときも、同様とする。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	自然環境保全地域に関する保全計画の閲覧について、紙で印刷したものを課内で閲覧に供している。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	時間・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行った。	見直し済
38	往訪閲覧・複製規制	生活環境部	自然保護課	福島県野生動物の保護に関する条例	第二十五条	第二十五条 知事は、保護管理事業の適正かつ効率的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護管理事業計画を定めるものとする。 三 知事は、第一項の保護管理事業計画を定めるときは、その概要を告示し、かつ、その保護管理事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	保護管理事業計画の閲覧について、紙で印刷したものを課内で閲覧に供している。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	時間・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行った。	見直し済
39	往訪閲覧・複製規制	生活環境部	自然保護課	福島県立自然公園条例	第七条	(公園計画の決定) 第七条 公園計画は、知事が、関係市町村及び関係機関の意見を聴いて決定する。 二 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	県立自然公園計画について、紙で印刷したものを課内で閲覧に供している。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	時間・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行う。	R8年度
40	往訪閲覧・複製規制	生活環境部	自然保護課	福島県観光条例	第六条	第六条 知事は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめその旨を告示し、当該景観計画の案(以下「計画案」という。)(を公告の日の翌日から起算して二週間公表の閲覧に供しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	景観計画を定めようとするときの計画案について、紙で印刷したものを課内で閲覧に供している。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	時間・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行った。	見直し済
41	往訪閲覧・複製規制	生活環境部	自然保護課	福島県自然環境保全条例	第十二条	(指定) 第十二条 知事は、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第四十五条第一項の規定により、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、その区域の周辺の自然の景観の維持及び当該区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。 一 一 (略) 二 (略) 三 (略) 四 知事は、自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該公告の日から二週間公表の閲覧に供しなければならない。 五 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る住民及び関係団体は、同項の閲覧期間満了の日までに、別に所された案について、知事に意見を提出することができる。 六 知事は、前項の規定により閲覧に供された案について賛否がある利害関係者の意見があつたときは、又は当該自然環境保全地域の指定に関し広く意見を聞き必要があるとき、公告を再掲するものとする。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	自然環境保全地域指定の案の閲覧について、紙で印刷したものを課内で閲覧に供している。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	時間・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行った。	見直し済
42	往訪閲覧・複製規制	生活環境部	自然保護課	福島県野生動物の保護に関する条例	第十七条	(生息地等保護区) 第十七条 知事は、特定希少野生動物の保護のために必要と認めるときは、その個体の生息地又は生息地及びこれらと一体的にその保護を促す必要がある区域であつて、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生息の状況を鑑照して、その特定希少野生動物の保護のために重要と認められるものを、生息地等保護区として指定することができる。 二 (略) 三 (略) 四 知事は、指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、公告の日から起算して二週間公表の閲覧に供するもの。指定区域、指定に係る特定希少野生動物種及び指定の区域の保護に関する指針の案(次項及び第六項において「指定案」という。)(を公表の閲覧に供しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	生息地等保護区指定案の閲覧について、紙で印刷したものを課内で閲覧に供している。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	時間・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行った。	見直し済
43	往訪閲覧・複製規制	生活環境部	自然保護課	福島県立自然公園条例	第四十条	(風景地保護協定の複製等) 第四十条 知事は、風景地保護協定を締結しようとするときは、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示し、当該風景地保護協定を当該公告の日から二週間公表の閲覧に供しなければならない。 二 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の閲覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、知事に意見を提出することができる。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	風景地保護協定締結時の閲覧について、紙で印刷したものを課内で閲覧に供している。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	時間・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行った。	見直し済
44	往訪閲覧・複製規制	生活環境部	自然保護課	福島県立自然公園条例	第四十三条	(風景地保護協定の公告等) 第四十三条 知事は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公表の閲覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1(紙・人の介在)	風景地保護協定締結後の閲覧について、紙で印刷したものを課内で閲覧に供している。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	時間・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行った。	見直し済
45	往訪閲覧・複製規制	商工労働部	経営企画課	資金業務法施行規則	第七条	(記録再掲等) 第七条 登録簿の閲覧期間は、福島県の休日を変更する条例(平成元年福島県条例第七号)第一項に規定する県の休日を除き、毎日午前時から午後三時三十分までとする。 二 知事は、登録簿の閲覧その他の業務により公衆と認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に登録簿を閲覧させない日を設け、又は登録簿の閲覧期間を伸縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。	類型1申請等による公的情報の閲覧・複製	フェーズ1(紙・人の介在)	閲覧所を経営企画課内に設け、申請者は知事に申し出ること登録簿を閲覧することとしている。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	資金業者登録簿がデジタルでも閲覧可能となるよう見直しを検討した。	R8年度
46	往訪閲覧・複製規制	商工労働部	経営企画課	資金業務法施行規則	第九条	(登録簿の外出禁止) 第九条 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧用以外の場所に持ち出してはならない。	類型1申請等による公的情報の閲覧・複製	フェーズ1(紙・人の介在)	閲覧所を経営企画課内に設け、申請者は知事に申し出ること登録簿を閲覧することとしている。	フェーズ2(デジタル原則に適合する手段を可とする)	資金業者登録簿がデジタルでも閲覧可能となるよう見直しを検討した。	R8年度

アナログ規制の点検・見直し工程表（令和7年度末時点）

No.	①規制区分	②部局等名	③課室等名	④条例等名	⑤条項	⑥条文/規定内容	⑦類型	⑧現在のフェーズ	⑨現在の運用方法・手段	⑩見直し後のフェーズ	⑪見直し内容	⑫見直し予定時期
47	住居開発・規制規制	商工労働部	経営企画課	貸金業法施行規則	第十条	(借取の停止又は禁止) 第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、登録簿の 閲覧 を停止し、又は禁止することができる。 一 前条第 三項 に關して議員の指示に違反し、 (借取の禁止) 第十九条 特定小売商業施設の新設(建物の用途種を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定小売商業施設となる場合であつて、その変更により増加する店舗面積の増加が超過していないときは当該増加する店舗面積が基準店舗面積以上、その他ときはその変更により増加する建物の床面積が基準床面積以上となる場合を含む。以下同じ。)若する者(小売業を行うための施設以外の用に供し、又は併せながらその建物の一部の用途を有する施設であるときはその用途を有しない。)の 開発 を行うための協議の用に供し、又は併せながらその建物の一部若しくは全部を新設する者又は設置している者があるときはその者を指す。以下同じ。)は、 規則 で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書状(以下「 取組届書 」という。)により、その旨を通知しなければならない。	類型1申請等による公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	開発所を経営企画課内に設け、申請者は知事に申し出ること登録簿を開覧することとしている。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段をとる)	貸金業者登録簿がデジタルでも閲覧可能となる見直しを検討する。	R8年度
48	住居開発・規制規制	商工労働部	商業まちづくり課	福島県商業まちづくりの推進に関する条例	第九条	(知事の届出) 第二項 特定小売商業施設の新設(建物の用途種を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定小売商業施設となる場合であつて、その変更により増加する店舗面積の増加が超過していないときは当該増加する店舗面積が基準店舗面積以上、その他ときはその変更により増加する建物の床面積が基準床面積以上となる場合を含む。以下同じ。)若する者(小売業を行うための施設以外の用に供し、又は併せながらその建物の一部の用途を有する施設であるときはその用途を有しない。)の 開発 を行うための協議の用に供し、又は併せながらその建物の一部若しくは全部を新設する者又は設置している者があるときはその者を指す。以下同じ。)は、 規則 で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書状(以下「 取組届書 」という。)により、その旨を通知しなければならない。 一～六 (略) 七 (略) 八 (略) 九 知事は、第一項の規定による届出があつたときは、速やかに、 規則 で定めるところにより、当該届出の概要を公表するとともに、当該届出及びその交付資料等を公表の日の翌日から起算して三月間公表の 取組 に供しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	設置者の届出書について、本庁・出先機関、関係市町村において期間を設けて紙で閲覧できるようにしている。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段をとる)	届出の届出書の閲覧について、時間・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行う。	R8年度
49	住居開発・規制規制	商工労働部	商業まちづくり課	福島県商業まちづくりの推進に関する条例	第十三条	(市町村の長等の意見) 第十三条 知事は、第九條第四項の公告の日から三月以内に、関係市町村の長に、 規則 で定めるところにより、当該公告に係る新設届出書の内容について、商業まちづくりの推進の見地からの意見及びその理由を聴かなければならない。 二 関係市町村の住居等(当該市町村の区域内に居住する者、当該市町村において事業活動を行う者及び当該市町村に在りし者)若しくは、次に掲げる者(以下「 関係者 」という。)、第九條第四項の公告の日から起算して三月以内に、知事に対し、当該公告に係る新設届出書の内容について、商業まちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。 三 (略) 一～六 (略) 七 (略) 八 知事は、第一項の規定による意見の聴取をしたとき又は第二項の規定による意見の陳述があつたときは、速やかに、 規則 で定めるところにより、当該聴取した意見及び当該陳述があつた意見の概要を公表するとともに、これらの意見を公表の日の翌日から起算して一月間公表の 取組 に供しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	関係市長及び関係市町村の住居等の意見について、本庁・出先機関、関係市町村において機関を設けて紙で閲覧できるようにしている。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段をとる)	市町村の長等の意見の閲覧について、時間・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行う。	R8年度
50	住居開発・規制規制	商工労働部	商業まちづくり課	福島県商業まちづくりの推進に関する条例	第十四条	(届出の意見等) 第十四条 知事は、前条第四項の公告の日から起算して三月以内かつ第九條第一項又は第十條第二項の届出の日から起算して三月以内に、商業第一項の規定により 開発 した意見及び当該第二項の規定により述べられた意見に照し、同条第三項第一号から第五号までに掲げる事項を照査して、新設届出書等に対し、当該公告に係る新設届出書の内容について、商業まちづくりの推進の見地から、意見を述べることができるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。 二 知事は、 規則 で定めるところにより、第一項の規定による意見を述べた場合においては当該意見の概要を、 規則 の規定により意見を有しない旨を通知した場合においてはその旨を、速やかに公表するとともに、当該意見又は通知の内容を公表の日の翌日から起算して一月間公表の 取組 に供しなければならない。 三 新設届出書等は、第一項の規定により知事が意見を述べたときは、当該意見についての対応及びその理由を知事に報告しなければならない。 四 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、 規則 で定めるところにより、当該報告の概要を公表するとともに、当該報告の内容を公表の日の翌日から起算して一月間公表の 取組 に供しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	届の意見について、本庁・出先機関、関係市町村において期間を設けて紙で閲覧できるようにしている。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段をとる)	届の意見等の閲覧について、時間・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行う。	R8年度
51	住居開発・規制規制	商工労働部	商業まちづくり課	福島県商業まちづくりの推進に関する条例	第十五条	(報告及び公表) 第十五条 知事は、前条第四項の規定により報告があつた新設届出書等の対応(関係第一項の規定により知事が述べた意見を適正に反映しておらず、かつ、当該対応に基づき特定小売商業施設の新設がなされること商業まちづくりの推進に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その報告を受けた日の翌日から起算して二月以内に、新設届出書等に対し、相当の期間を定めて必要な協議を請求するよう勧告することができる。 三 (略) 四 新設届出書等は、第一項の規定による勧告を受けたときは、速速なく、当該勧告についての対応及びその理由を知事に報告しなければならない。 五 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、 規則 で定めるところにより、当該報告書の概要を公表するとともに、当該報告の内容を公表の日の翌日から起算して一月間公表の 取組 に供しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	知事の手続きについて、本庁・出先機関、関係市町村において期間を設けて紙で閲覧できるようにしている。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段をとる)	勧告をした旨及び勧告への対応内容の閲覧について、時間・場所を問わずインターネット上で確認可能となるよう見直しを行う。	R8年度
52	住居開発・規制規制	土木部	都市計画課	福島県開発登録簿開覧規則	第一条	(登録簿の開覧) 第一条 都市計画法(昭和四十三年法律第百四十六号)に規定する開発登録簿(以下「登録簿」という。)は、この規則の定めるところにより福島県開発登録簿開覧規則(以下「 開覧規則 」という。)において公開の 取組 に供するものとする。	類型2申請等によらない公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	申請者が、各建設事務所へ向けて開発登録簿開覧名簿に所定の事項を記載し、紙で当該登録簿を開覧している。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段をとる)	登録簿をデータ化して閲覧する方法を検討する。	R9年度
53	住居開発・規制規制	土木部	都市計画課	福島県開発登録簿開覧規則	第二条	(開覧の場所) 第二条 登録簿の 開覧 所は、開発許可に係る工事が行なわれた土地の所在地を所轄する福島県建設事務所(以下「 建設事務所 」という。)に置く。	類型2申請等によらない公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	申請者が、各建設事務所へ向けて開発登録簿開覧名簿に所定の事項を記載し、紙で当該登録簿を開覧している。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段をとる)	登録簿をデータ化して閲覧する方法を検討する。	R9年度
54	住居開発・規制規制	土木部	都市計画課	福島県開発登録簿開覧規則	第三条	(開覧時間) 第三条 登録簿の開覧時間は、次次の定額休日を除き、午前八時四十五分から午後五時までとする。	類型2申請等によらない公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	申請者が、各建設事務所へ向けて開発登録簿開覧名簿に所定の事項を記載し、紙で当該登録簿を開覧している。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段をとる)	登録簿をデータ化して閲覧する方法を検討する。	R9年度
55	住居開発・規制規制	土木部	都市計画課	福島県開発登録簿開覧規則	第六条	(開覧手続) 第六条 登録簿を 閲覧 しようとする者は、 開覧 所に備えある開発登録簿開覧名簿(別添様式)に所定の事項を記入し、所轄の建設事務所に提出しなければならない。 (遵守事項等) 第七条 登録簿を 開覧 する者は、登録簿の開覧に關し所轄の建設事務所の員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 一 登録簿を 開覧 所の外に持ち出さないこと。 二 登録簿を破損又は汚損しないこと。 三 前項の規定に違反した者に対しては、その 開覧 を停止し、又は禁止するものとする。	類型2申請等によらない公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	申請者が、各建設事務所へ向けて開発登録簿開覧名簿に所定の事項を記載し、紙で当該登録簿を開覧している。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段をとる)	登録簿をデータ化して閲覧する方法を検討する。	R9年度
56	住居開発・規制規制	土木部	建築指導課	福島県高齢者内入居賃貸住宅登録簿開覧規則	第一条	第一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第九條の規定による高齢者内入居賃貸住宅登録簿(以下「登録簿」という。)の 開覧 は、この規則の定めるところにより、福島県高齢者内入居賃貸住宅登録簿開覧規則(以下「 開覧規則 」という。)において行うものとする。	類型2申請等によらない公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	サービス付き高齢者向け住宅登録簿については、出先機関において紙で閲覧できるようにしている。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段をとる)	福島県公式ウェブサイトでの閲覧も可能とした	見直し済
57	住居開発・規制規制	土木部	建築指導課	福島県高齢者内入居賃貸住宅登録簿開覧規則	第六条	(開覧の手続) 第六条 登録簿を 開覧 しようとする者は、 開覧 所に備え付けた 開覧簿 に住所及び氏名を記入しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	サービス付き高齢者向け住宅登録簿を開覧しようとする者は、出先機関において紙で閲覧簿に住所及び氏名を記入することとしている。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段をとる)	システムによる閲覧にあわせ、手続き不要とした	見直し済
58	住居開発・規制規制	土木部	建築指導課	福島県建築計画概要書等開覧規則	第一条	(建築計画概要書等の開覧) 第一条 建築業法(昭和二十五年法律第二十一号)第九十三條の二(同法第八十八條第二項において用いる場合を含む。)の規定による建築計画概要書、建築計画概要書、定期調査報告書概要書、定期調査報告書概要書、建築業法命令による処分等の概要書及び全体的概要書(以下「 概要書 」という。)の 開覧 は、この規則の定めるところにより、福島県建築計画概要書等開覧規則(以下「 開覧規則 」という。)において行うものとする。	類型2申請等によらない公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	建築計画概要書等については、出先機関において紙で閲覧できるようにしている。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段をとる)	建築確認申請書の情報を管理する国の台帳システムが改修予定であり、改修後にシステムにアクセスすることで閲覧が可能となる見込み。	R9年度以降

アナログ規制の点検・見直し工程表（令和7年度末時点）

No.	①規制区分	②部局等名	③課室等名	④条例等名	⑤条項	⑥条文/規定内容	⑦類型	⑧現在のフェーズ	⑨現在の運用方法・手段	⑩見直し後のフェーズ	⑪見直し内容	⑫見直し予定時期
59	住設関係・規制規制	土木部	建築指導課	福島県建築計画審査等関係規則	第七条	(旧紙の手続) 第七条 建築者を閲覧しようとする者は、 閲覧用 に提出された 閲覧用 住所及び氏名を記入しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	建築計画審査等を閲覧しようとする者は、出先機関において紙の閲覧住所及び氏名を記入することとしている。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	閲覧用をメール等の受け付けを可能とする。	R9年度以降
60	住設関係・規制規制	土木部	建築指導課	福島県宅地建物取引業者名簿等関係規則	第一条	(名簿等の併集) 第一条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第八条第一項の規定による宅地建物取引業者名簿並びに同法第三条第一項の規定による宅地建物取引業の免許の申請及び同法第九条の規定による変更の届出にかかる書類(以下「名簿等」という。)、は、福島県宅地建物取引業者名簿等 閲覧用 (以下「 閲覧用 」という。))において、この規程の定めるところにより、一般の 閲覧 に供するものとする。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	宅地建物取引業者名簿等については、本庁において紙で閲覧できるようにしている。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	宅地建物取引業者等の情報を管理する国のシステムが閲覧に対応できるよう改善されれば、システムにアクセスすることで閲覧が可能となる。	R9年度以降
61	住設関係・規制規制	土木部	建築指導課	福島県宅地建物取引業者名簿等関係規則	第七条	(旧紙手続) 第七条 名簿等を閲覧しようとする者は、別記様式による宅地建物取引業者名簿等 閲覧 申込書に所定の事項を記入し、これを係員に提出しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	宅地建物取引業者名簿等を閲覧しようとする者は、本庁において紙の閲覧申込書に所定の事項を記入することとしている。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	閲覧用をメール等の受け付けを可能とする。	R9年度以降
62	住設関係・規制規制	土木部	建築指導課	福島県不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等 閲覧 申込書(別記様式)に所定の事項を記入し、これを係員に提出しなければならない。	第六条	(旧紙手続) 第六条 名簿等を閲覧しようとする者は、「不動産特定共同事業者名簿等/小規模不動産特定共同事業者登録簿等 閲覧 申込書(別記様式)に所定の事項を記入し、これを係員に提出しなければならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	不動産特定共同事業者名簿等を閲覧しようとする者は、本庁において紙の閲覧申込書に所定の事項を記入することとしている。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	閲覧用をメール等の受け付けを可能とする。	R9年度以降
63	住設関係・規制規制	収用委員会	—	福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規程	第八条	(公文書の開示) 第八条 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。))の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 委員会は、公文書の 閲覧 、 閲覧 又は複製をする者が当該公文書を変更し、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該公文書の 閲覧 、 閲覧 又は複製を中止させ、又は禁止することができる。	類型1申請等による公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、紙又は写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、 閲覧 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	光学ディスク等による交付のほか、遠隔情報センターに閲覧用パソコンを設置し、CD、DVDの閲覧を可能にした。	見直し済
64	住設関係・規制規制	収用委員会	—	福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規程	第九条	(電磁的記録の開示の方法) 第九条 条例第十六条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の 閲覧 若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたもの 閲覧 、 閲覧 又は複製の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの 閲覧 、 閲覧 若しくはそれを複製した物の交付 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの 閲覧 、 閲覧 若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1申請等による公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、紙又は写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、 閲覧 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	光学ディスク等による交付のほか、遠隔情報センターに閲覧用パソコンを設置し、CD、DVDの閲覧を可能にした。	見直し済
65	住設関係・規制規制	企業局	企業総務課	福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程	第八条	第八条 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。))の開示は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 知事は、公文書の 閲覧 、 閲覧 又は複製をする者が当該公文書を変更し、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該公文書の 閲覧 、 閲覧 又は複製を中止させ、又は禁止することができる。	類型1申請等による公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、紙又は写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、 閲覧 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	・知事部局（知事が保有する公文書の開示等に関する規程）と同様に対応済み。 ・電子データの公文書を閲覧できるよう窓口ICVDドライブを設置（令和7年3月）。	見直し済
66	住設関係・規制規制	企業局	企業総務課	福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程	第九条	(電磁的記録の開示の方法) 第九条 条例第十六条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1) 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の 閲覧 若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたもの 閲覧 、 閲覧 又は複製の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの 閲覧 、 閲覧 若しくはそれを複製した物の交付 (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの 閲覧 、 閲覧 若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1申請等による公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、紙又は写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、 閲覧 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	・知事部局（知事が保有する公文書の開示等に関する規程）と同様に対応済み。 ・電子データの公文書を閲覧できるよう窓口ICVDドライブを設置（令和7年3月）。	見直し済
67	住設関係・規制規制	病院局	病院総務課	福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程	第八条	(公文書の開示) 第八条 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。))の開示は、管理者が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 管理者は、公文書の 閲覧 、 閲覧 又は複製をする者が当該公文書を変更し、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該公文書の 閲覧 、 閲覧 又は複製を中止させ、又は禁止することができる。	類型1申請等による公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、紙又は写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、 閲覧 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を閲覧・交付ができるようになった。	見直し済
68	住設関係・規制規制	病院局	病院総務課	福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程	第九条	(電磁的記録の開示の方法) 第九条 条例第十六条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1) 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の 閲覧 若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたもの 閲覧 、 閲覧 又は複製の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの 閲覧 、 閲覧 若しくはそれを複製した物の交付 (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの 閲覧 、 閲覧 若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1申請等による公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、紙又は写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、 閲覧 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を閲覧・交付ができるようになった。	見直し済
69	住設関係・規制規制	病院局	病院総務課	福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程	第二条	(開示の実施) 第二条 条例第十六条第一項による保有個人情報開示の開示は、管理者が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 管理者は、条例第十六条第二項及び第三項の規定により保有個人情報が開示されているものの 閲覧 、 閲覧 又は複製をする者が当該 閲覧 、 閲覧 又は複製に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該 閲覧 、 閲覧 又は複製を中止させ、又は禁止することができる。	類型1申請等による公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、紙又は写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、 閲覧 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を閲覧・交付ができるようになった。	見直し済
70	住設関係・規制規制	病院局	病院総務課	福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する規程	第三条	(電磁的記録の開示の方法) 第三条 法第七十八条第一項の管理者が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 (一) 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力したものの 閲覧 若しくはその写しの交付または専用機器(開示決定を受けたもの 閲覧 、 閲覧 又は複製の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの 閲覧 、 閲覧 若しくはそれを複製した物の交付 (二) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの 閲覧 、 閲覧 若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1申請等による公的情報の開覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、紙又は写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の閲覧、 閲覧 又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による閲覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の媒体により交付。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において電子データの公文書を閲覧・交付ができるようになった。	見直し済
71	住設関係・規制規制	議事事務局	総務課	政治権力の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程	第十条	(報告書の開示) 第十条 条例第五十二条第二項の規定による報告書の公開(以下「報告書の公開」という。))は、当該報告書を提出した6ヶ月間の末日の日から起算して十六日を経過するの日日から行うものとする。 2 報告書の 閲覧 は、議員が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。 3 報告書の 閲覧 をする数(以下「 閲覧 数」という。))は、報告書を書ける場所以外の場所に出張してはならない。	類型2申請等によらない公的情報の閲覧・閲覧	フェーズ1（紙・人の介在）	報告書等の提出について、現在、紙による提出を想定した規程・様式となっているため、閲覧についても、紙により実施している。	フェーズ2（デジタル原則に適合する手段を可とする）	議事事務局内に配置したパソコンにより電子媒体で閲覧に供することができるよう見直しした。	見直し済

アナログ規制の点検・見直し工程表（令和7年度末時点）

No.	①規制区分	②部局等名	③課室等名	④条例等名	⑤条項	⑥条文/規定内容	⑦類型	⑧現在のフェーズ	⑨現在の運用方法・手段	⑩見直し後のフェーズ	⑪見直し内容	⑫見直し予定時期
83	往訪問覧・縦覧規制	人事委員会事務局	総務審査課	福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第八条	(公文書の開示) 第八條 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。)の開示は、人事委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 人事委員会は、公文書の開覧、聴取又は複製をする者が当該公文書を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該公文書の開覧、聴取又は複製を中止せしめ、又は禁止することができる。	類型1 申請等による公的情報の開覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での開覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の開覧、聴取又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による開覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の様態により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書開覧に供するため、DVDドライブを設置しDVD-Rの開覧が可能となった。	見直し済
84	往訪問覧・縦覧規制	人事委員会事務局	総務審査課	福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第九条	(電磁的記録の開示の方法) 第九條 条例第十六条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の開覧若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたもの)の開覧、聴取又は複製の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの開覧、聴取若しくは複製若しくはそれを複製した物の交付 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの開覧、聴取若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1 申請等による公的情報の開覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での開覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の開覧、聴取又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による開覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の様態により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	公文書開覧に供するため、DVDドライブを設置しDVD-Rの開覧が可能となった。	見直し済
85	往訪問覧・縦覧規制	労働委員会事務局	審査調整課	福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第八条	(公文書の開示) 第八條 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。)の開示は、労働委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 労働委員会は、公文書の開覧、聴取又は複製をする者が当該公文書を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該公文書の開覧、聴取又は複製を中止せしめ、又は禁止することができる。	類型1 申請等による公的情報の開覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での開覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の開覧、聴取又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による開覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の様態により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	DVDでの開覧は可能となった。	見直し済
86	往訪問覧・縦覧規制	労働委員会事務局	審査調整課	福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則	第九条	(電磁的記録の開示の方法) 第九條 条例第十六条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の開覧若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたもの)の開覧、聴取又は複製の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの開覧、聴取若しくは複製若しくはそれを複製した物の交付 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの開覧、聴取若しくは複製又はそれを複製した物の交付	類型1 申請等による公的情報の開覧・縦覧	フェーズ1 (紙・人の介在)	公文書の開示は、実施機関が開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での開覧等、或いは写しの交付により実施している。 ① 開示の方法が公文書の開覧、聴取又は複製の場合は、文書又は図画は、開示に供する物の提示とし、電磁的記録は、用紙に出力することができる場合は、用紙に出力した物の提示により、それ以外の電磁的記録は、専用機器による開覧等により実施。 ② 開示の方法が公文書の写しの交付の場合、上記①と同様の様態により交付。	フェーズ2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	DVDでの開覧は可能となった。	見直し済

〔参考〕類型化とフェーズ区分の考え方（「アナログ規制（書面・対面規制）の点検・見直し方針」（令和5年6月5日策定）より抜粋）

(1) 目視規制

類型	内容
類型1	検査・点検・監査
類型2	調査
類型3	巡視・見張

PHASE	内容
PHASE 1	目視・実地監査規制
PHASE 2	情報収集の遠隔化、人による評価
PHASE 3	判断の精緻化、自動化・無人化

(2) 実地監査規制

類型	内容
類型1	検査・点検・監査
類型2	調査
類型3	巡視・見張

PHASE	内容
PHASE 1	目視・実地監査規制
PHASE 2	情報収集の遠隔化、人による評価
PHASE 3	判断の精緻化、自動化・無人化

(3) 定期検査・点検規制

類型	内容
類型1	第三者検査
類型2	自主検査
類型3	調査・測定

PHASE	内容
PHASE 1	定期検査・点検規制
PHASE 2	デジタル技術の活用による規制目的の達成
PHASE 3	定期的検査・調査・測定の撤廃

(4) 常駐・専任規制

類型	内容
類型1	主としてモノのチェック等のための常駐
類型2	主としてモノのチェック等のための専任
類型3	主として人への対応のための常駐
類型4	主として人への対応のための専任

PHASE	内容
PHASE 1	常駐・専任規制あり
PHASE 2	デジタル技術等の活用による規制緩和
PHASE 3	常駐・専任規制なし

(5) 対面講習規制

類型	内容
類型1	講習
PHASE	内容
PHASE 1	対面規制あり又は解釈不明確
PHASE 2	デジタル技術の活用による一部オンライン化等
PHASE 3	デジタル完結

(6) 書面掲示規制

類型	内容
類型1	公的証明書等の掲示
類型2	公的証明書等以外の情報の掲示
PHASE	内容
PHASE 1	デジタル化を一切許容しない
PHASE 2	一部許容している
PHASE 3	デジタルによる掲示を基本とする

(7) 往訪問覧・縦覧規制

類型	内容
類型1	申請等による公的情報の開覧・縦覧
類型2	申請等によらない公的情報の開覧・縦覧
PHASE	内容
PHASE 1	紙・人の介在
PHASE 2	デジタル原則に適合する手段を可とする
PHASE 3	デジタル完結を基本とする